

議第 1 4 号

公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法第 244 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、三島市と清水町との間において、別紙協定書に基づき、相互に相手方の行政区域内に公の施設（下水道施設に限る。以下同じ。）を設置し、及び相互に相手方の住民に公の施設を利用させるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

三島市長 豊 岡 武 士